

並木地区小規模校再編検討委員会委員あてに送付された標記要望書は、「複数の専門家を交えて検討」したとされていますが、いくつかの点で、事実と異なる記載があるため、検討委員会事務局を担当する教育委員会事務局及び学校施設の建設を担当する建築局として、以下のとおり見解をまとめました。

【有志の会要望書】

地盤については、第2小は支持層が10～30メートルの起伏があり、大きな傾斜もある。それに対して、第3小は、支持層が平坦で堅固であり、第3小の方が地盤がしっかりしている。



【横浜市教育委員会／横浜市建築局の見解】

地質調査報告のとおり、両校の支持層は、共通の地層で土丹層(固結シルト)と呼ばれる非常に固い同じ地質であり、支持層の傾斜をとらえて「第3小の方が地盤がしっかりしている。」と判断することは適切とは言えません。並木第二小学校では、報告にあるとおり、支持層にふさわしい杭種の選定と工法を行っており、問題はないものと考えます。

基礎工事については、第2小が鋼管杭で、第3小がPC杭で第3小の方が安全である。



なぜ、「PC杭の方が安全である」かについて説明がなく、根拠が不明です。なお、並木第二小学校の地質調査報告では、「支持層に傾斜があるので、杭先端のスベリによる偏心を起す恐れがあり、先端形状はペンシル型よりもフラットなものを利用するのが望ましい。この点鋼管杭は、貫入性に優れており、杭長の調節も容易に出来る等のメリットもあり良策と考えられる。」とされています。

■新耐震設計基準について

昭和39年に発生した新潟地震や十勝沖地震を教訓として建築基準法の構造設計基準、特に基礎及び杭工法が大幅に見直され、より地震に強い基準を検討作成し、昭和56年度より施行される。施行されることにより昭和56年度以降は杭工法及び基礎の強度基準が高くなり、より安全となった。



基礎の耐震設計基準については、建設省が昭和54年に建築技術審査委員会の下に建築基礎検討小委員会を設け、策定に着手しました。その後、昭和57年に成案ができ、基礎の設計、施工、材料などに関係する諸団体の意見を聴取して修正を加えた上で、**昭和59年に「地震力に対する建築物の基礎の設計指針」として公表**されました。したがって、指摘のある「杭工法」の新基準は、並木第三小学校が開校した昭和56年の3年後に公表されていることは明らかであり、要望書の説明は事実と反するものと言わざるを得ません。

■杭工法について

- ①鋼管杭は他の杭に関して靱性に欠けており、現在では製造されていない。
- ②第2小の支持層が10m～30mという大きな傾斜地であり先端部が平らな鋼管杭は杭打位置のずれ、及び滑りを発生する可能性が大きい。
- ③新潟地震での被害では杭類と基礎との接合が弱く、その事が建物倒壊の原因と考えられている。新耐震設計施行後の杭頭処理として目荒らしすることにより、杭と基礎との一体性を強くしているが、鋼管杭ではその処理が不可能であり、不安が大きい。
- ④第2小の支持層の傾斜が強く、地盤自体が滑りを起こす可能性が大きい。



①「鋼管杭は現在では製造されていない。」は、事実と異なります。

②並木第二小学校の地質報告書では、「支持層に傾斜があるため、杭先端のスベリによる偏心を起す恐れがあり、先端形状はペンシル型よりもフラットなものを利用するのが望ましい。」とされており、鋼管杭が使用されています。

③「杭頭処理として目荒らし」の意味が明らかではありませんが、検討委員会において提供した資料のうち杭頭処理図のとおり、両校ともそれぞれ適切な処理が施されていることが判ります。

④「地盤自体がスベリを起こす可能性が大きい。」とのことですが、具体的な根拠もなく、抽象的であり、「・・・可能性が大きい。」とは言えないものと考えます。

以上の理由により、砂地盤の上に建設され液状化を起こしやすい状況である並木地区において並木第二小学校は並木第三小学校と比較し、地震に対し危険性が非常に大きい。

以上のとおり、要望書は随所に事実と異なる説明が展開されており、それら適切でない説明を前提とした「並木第二小学校は並木第三小学校と比較し地震に対し危険性が非常に大きい。」とする結論は、認められず、このような説明が仮に保護者や一般住民の方々々に伝えられた場合、誤解による無用の不安を与えるおそれもあるものと懸念されます。